平成２９年（フ）第３９８号
茨城県鉾田市飯名538番地９
債務者　有馬美弓希
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４１１号
茨城県水戸市千波町2325番地の１　小泉ハイツ203号
債務者　石崎　賢司
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第４号
兵庫県加古川市尾上町長田137番地の１　ビレッジハウス十王堂１－103号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国岡369番地の３
債務者　佐藤　　浩
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第９号
兵庫県姫路市土山３丁目２番10－401号　県住土山団地
債務者　原田沢夕美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９３５号
広島市東区中山上２丁目30番10－202号　ボービラージュ中山台Ｂ棟
債務者　浅田小百合（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木30番地
債務者　熊谷　　正
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第１６５号
福島市北沢又字下八計６番地の15　コーポあい101
債務者　樋口　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第４２号
島根県邑智郡川本町大字川下986番地
債務者　江崎　一政
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第１号
宮崎県日南市吾田東６丁目４番２－101号
債務者　佐倉　健一
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第２２７号
静岡県富士宮市万野原新田4082番地の１　サンディアスＡ201
債務者　鈴木　宏行
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１９９０号
名古屋市瑞穂区堀田通８丁目15番地　ロッソ堀田705号
債務者　力丸　保美
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５号
滋賀県長浜市神照町496番地２　レオパレスＴ＆ＳⅡ　103号室
債務者　田代　友彦
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１０３２号
神戸市垂水区塩屋町１丁目１番12－203号、従前の住所兵庫県尼崎市潮江５丁目２番１－331号
債務者　石川　成美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３５号
神戸市須磨区車字潰ノ下1081番地１ハッピー・デン204号、住民票上の住所兵庫県尼崎市口田中１丁目16番５号109
債務者　松阪　昌宏
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４３号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地54棟802号
債務者　井上　隆之
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７号
神戸市中央区中山手通７丁目２番３号　ドメスティック南光荘103
債務者　岡本　侑也
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部